

九 大 国 国 第 3 6 号
令 和 4 年 1 0 月 2 1 日

各部局長
各部局事務（部）長 殿
事務局各課長
監査室長

国 際 部 長
都 築 智

水際対策の新たな措置における外国人研究者等の受入について（通知）

令和4年9月26日に厚生労働省及び外務省より水際対策強化に係る新たな措置について公表があり、10月11日から、別紙1のとおり、入国者健康確認システム（ERFS）への申請が不要となる等の水際対策の新たな措置における改正が行われました。

つきましては、標記について関係教職員にご周知いただきますようお願いいたします。これまで、国際部に申請いただきました入国者健康確認システム（ERFS）への登録は不要となります。

これに伴い、令和4年9月12日付け九大国国第29号「水際対策の新たな措置における外国人研究者等の受入について（通知）」は廃止します。

担当：国際部国際企画課 蔵本
内線：90-2213
E-mail：nyukoku@jimu.kyushu-u.ac.jp

水際対策に係る新たな措置（34）について

別紙1

【変更点】令和4年10月11日（火）から適用

1. 外国人の新規入国制限の見直し

外国人の新規入国について、日本国内に所在する受入責任者による入国者健康確認システム（ERFS）における申請を求めないこととします。併せて、外国人観光客の入国について、パッケージツアーに限定する措置を解除します。

2. 査証免除措置の適用再開

査証免除措置の適用を再開します。

3. 検査等の見直し

新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状がある帰国者・入国者を除き、入国時検査を実施せず、入国後の自宅又は宿泊施設での待機、待機期間中のフォローアップ、公共交通機関不使用等を求めないこととします。ただし、全ての帰国者・入国者について、世界保健機関（WHO）の緊急使用リストに掲載されているワクチンの接種証明書（3回）又は出国前72時間以内に受けた検査の陰性証明書のいずれかの提出を求めることとします。

・有効なワクチン接種証明書については、以下のURLを参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/border_vaccine.html

4. 入国者総数の管理の見直し

現在1日50,000人目途としている入国者総数の上限は設けないこととします。

入国フロー図（帰国者・新規入国者共通）

・・・新規入国の外国人のみ、帰国者は不要

事項	実施する内容	実施者		備考
		外国人 教員等	受入 部局	
① 本人との打合せ	ワクチン3回接種の証明書（写し）の用意	○	○	
② 査証手続き	<p style="color: red;">※査証が必要な国・地域のみ</p> ・必要書類を在外日本大使館等に提出	○	○	査証申請書、旅券、顔写真のほか以下の書類が必要です。 ★短期の場合は、招へい理由書、身元保証書、滞在予定表、渡航支弁能力を示す書類 ★長期の場合は、在留資格認定証明書が必要
③ チケット等の手配	・航空便等の手配	○		
④ 民間医療保険への加入	・加入手続き	○		入国時に保険証券等を確認されることがある。
⑤ 入国者健康居所確認アプリ（MySOS）のインストール	・入国者健康居所確認アプリ（MySOS）	○		厚生労働省・入国者健康確認センター https://www.hco.mhlw.go.jp/ 入国日が2022年11月14日以降の場合は、⑧Visit Japan Webを利用（11/1から利用可） Visit Japan Webサービス https://www.visitjapan.digital.go.jp/Web/
⑥ 検査証明の取得	<p style="color: red;">※3回目のワクチン接種証明書の提出がない場合のみ</p> ・出国前72時間以内に、検査を受検し、滞在国内・地域の医療機関にて「出国前72時間以内の検査（陰性）証明書」を取得（厚生労働省Webサイトを参照）	○		出国前72時間 検査証明書 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html
⑦ ファストトラックにより入国前に実施が可能な検疫手続	<p style="color: blue;">【入国前に実施が可能な検疫手続】</p> ・質問票の入力 ・ワクチン接種証明書の有効性の確認もしくは出国前72時間以内の検査証明書の有効性の確認	○		ファストトラック https://www.hco.mhlw.go.jp/fasttrack/
⑧ Visit Japan Webサービスへの登録	・検査証を取得したら、Visit Japan Webサービスへ登録	○		Visit Japan Webサービス https://www.visitjapan.digital.go.jp/Web/ 入国時に検疫・入国審査・税関申告の入国手続等を行えるウェブサービス 今後、ファストトラックと連携予定（入国日2022年11月14日以降分）
⑨ 空港での検疫・入国審査	<p style="color: blue;">【検疫】</p> ・ファストトラック（スマートフォンの画面を表示するだけで検疫が終了します。） <p style="color: blue;">【入国審査】</p> ・査証の確認等	○		入国後の待機期間等及び検査の有無については、以下の【入国後の待機期間等】を参照すること。

「水際対策上特に対応すべき変異株等に対する指定国・地域」からのすべての入国者に対する検疫の強化に該当する場合は、検疫所長の指定する場所での待機が要請されますが、現時点（令和4年10月11日時点）で指定されている国・地域はありません。

入国者への説明事項

- 査証発給に必要な書類を持って、日本大使館にて査証の手続きを取ること。必要な書類は、日本大使館に問合せること。
 - ※ 国・地域によって、査証が不要の場合がある。

- 出国前 72 時間以内の検査（陰性）証明書を取得
 - ※有効なワクチン接種証明書があれば、72 時間以内の検査証明書不要
 - <https://www.hco.mhlw.go.jp/>

- 検疫をスムーズに行うことができるファストトラックが利用できるように検査証明等の必要な情報を登録すること。
 - ファストトラック
 - 日本語：<https://www.hco.mhlw.go.jp/fasttrack/>
 - 英 語：<https://www.hco.mhlw.go.jp/fasttrack/en/>

- Visit Japan Web サービス（入国時に検疫・入国審査・税関申告の入国手続等を行えるウェブサービス）を利用すること
 - Visit Japan Web
 - 日本語：https://www.digital.go.jp/policies/posts/visit_japan_web
 - 英 語：https://www.digital.go.jp/en/services/visit_japan_web

- 感染防止対策を徹底（①不織布マスク着用、②手指消毒の徹底、③「3密（密閉・密集・密接）」の回避）すること

- 日本の法令を遵守すること。

入国者への説明事項

- 査証発給に必要な書類を持って、日本大使館にて査証の手続きを取ること。必要な書類は、日本大使館に問合せること。

※ 国・地域によって、査証が不要の場合がある。

- 出国前 72 時間以内の検査（陰性）証明書を取得

※有効なワクチン接種証明書があれば、72 時間以内の検査証明書不要

~~以下のサイトに必要事項を入力し、必要な検疫措置を確認してください。~~

<https://www.hco.mhlw.go.jp/>

- ~~□ 入国の際の検査や待機措置を含む日本の水際対策に関する必要な情報は別紙の資料を参照すること。~~

- スマートフォンに必要なアプリのインストール及び情報の登録を行うこと。

④ ~~MySOS（入国者健康居所確認アプリ）をインストールし、検疫をスムーズに行うことができるファストトラックが利用できるように検査証明等の必要な情報を登録すること。~~

MySOS

日本語：<https://www.hco.mhlw.go.jp/manual/pdf-jp/summary.pdf>

英 語：<https://www.hco.mhlw.go.jp/manual/pdf-en/summary.pdf>

ファストトラック

日本語：<https://www.hco.mhlw.go.jp/fasttrack/>

英 語：<https://www.hco.mhlw.go.jp/fasttrack/en/>

- Visit Japan Web サービス（入国時に検疫・入国審査・税関申告の入国手続等を行えるウェブサービス）を利用すること

Visit Japan Web

日本語：https://www.digital.go.jp/policies/posts/visit_japan_web

英 語：https://www.digital.go.jp/en/services/visit_japan_web

- ~~□ スマートフォンが用意できない場合は、~~

~~入国時、空港でスマートフォンを借りる必要がある。~~

- ~~指定国・地域とワクチン接種証明書を受入担当者とともに確認し、待機施設や航空機等を決定すること~~
- ~~入国後の待機期間中は、受入担当者と毎日連絡を取ること。~~
- ~~待機期間を短縮する場合は、受入担当者と相談しPCR検査が必要であり、PCR検査を受検しない場合は、5日間待機すること。~~
- ~~待機期間中に新型コロナウイルス感染症の有症状又は陽性、体調不良等となった場合は速やかに、受入担当者に連絡すること。~~
- 感染防止対策を徹底（①不織布マスク着用、②手指消毒の徹底、③「3密（密閉・密集・密接）」の回避）すること
- 日本の法令を遵守すること。
- ~~誓約に違反した場合又は入国者が入国時の検疫の際に誓約する誓約書の内容に違反した場合（いずれも不実の記載があった場合を含む。）には、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、当該受入責任者の企業・団体等の名称が公表され得ること、また、当該受入責任者からの「外国人新規入国オンライン申請」を以後受け付けないことがあり得ること。~~